



きらぼしキャピタルがぴあ<4337>株式の大量保有報告書を提出



東証1部のぴあ<4337>について、きらぼしキャピタルが12月8日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「きらぼしキャピタル株式会社が無限責任組合員を務めるきらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であり、投資対象会社であるぴあ株式会社の企業価値向上と事業の育成を目的としています。」によるもの。

報告書によると、きらぼしキャピタルのぴあ株式保有比率は、5.57%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年12月4日。